

成年後見制度利用促進委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程

平成28年10月3日

成年後見制度利用促進委員会決定

成年後見制度利用促進委員会令（平成28年政令第216号）第三条及び成年後見制度利用促進委員会運営規則（平成28年9月23日成年後見制度利用促進委員会決定）第7条の規定に基づき、この規則を定める。

（総則）

第一条 成年後見利用促進委員会（以下「委員会」という。）のワーキング・グループ（以下同じ）の設置、所掌事務、構成、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（ワーキング・グループの設置）

第二条 委員会に別紙のとおりワーキング・グループを置く。

（ワーキング・グループの会議）

第三条 主査（主査に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、ワーキング・グループの会議を招集し、その議長となる。

- 2 ワーキング・グループに属さない委員は、あらかじめ主査に届け出ることにより、会議にオブザーバーとして出席し、発言することができる。
- 3 主査は、必要により、専門委員をオブザーバーとして会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
- 4 主査は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を参考人として会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

（審議の公開）

第四条 ワーキング・グループの会議は、公開とする。ただし、主査は、公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

（議事内容等の公表）

第五条 主査は、会議終了後速やかに議事要旨を作成し、公表するものとする。

- 2 主査は、当該会議の議事録を作成し、一定の期間を経過したのちにこれを公表する。
- 3 主査は、会議終了後速やかに会議の資料を公表する。

4 会議の議事録及び資料については、主査が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議の決定を経て議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第六条 この規程に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

【別紙】

ワーキング・グループの名称	目的	構成員
① 利用促進策 ワーキング・グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・保佐・補助、任意後見の利用が進まない、関係機関の連携が進まない要因を検討 ・それを踏まえ、利用促進（保佐・補助、任意後見）、市民後見人の育成・確保、関係機関の連携確保などを検討 	委員 新井 誠 伊東 香織 久保 厚子 櫻田 なつみ 新保 文彦 花俣 ふみ代 村田 斉志 山野目 章夫 臨時委員 池田 恵利子 川口 純一 齋藤 修一 瀬戸 裕司 土肥 尚子 野澤 和弘
② 不正防止対策 ワーキング・グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような不正がなぜ生じているか検討 ・それを踏まえ、不正防止対策、関係機関の体制強化などを検討 	委員 新井 誠 河村 文夫 櫻田 なつみ 村田 斉志 山野目 章夫 臨時委員 川口 純一 齋藤 修一 土肥 尚子